

第 7 1 5 号
平成25年11月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	332	2
・ 放置自転車等の保管について	333	2
・ 放置自転車等の保管について	334	3
・ 公示送達について	335	3
・ 放置自転車等の保管について	336	3
・ 放置自転車等の保管について	337	4
・ 放置自転車等の保管について	338	4
・ 公示送達について	339	5
・ 放置自転車等の保管について	340	5
・ 放置自転車等の保管について	341	5
・ 放置自転車等の保管について	342	6
・ 放置自転車等の保管について	343	6
・ 放置自転車等の保管について	344	6
・ 放置自転車等の保管について	345	7
・ 天理市の指定金融機関及び収納代理 金融機関の指定についての一部改正 について	346	7
・ 放置自転車等の保管について	347	8
・ 公示送達について	348	8
・ 放置自転車等の保管について	349	8
・ 放置自転車等の保管について	350	9
・ 放置自転車等の保管について	351	9
・ 放置自転車等の保管について	352	10
・ 公示送達について	353	10
・ 公示送達について	354	10
・ 放置自転車等の保管について	355	11
・ 放置自転車等の保管について	356	11
・ 放置自転車等の保管について	357	11
・ 放置自転車等の保管について	358	12
・ 放置自転車等の保管について	359	12
・ 抑留犬の公示について	360	13
・ 公示送達について	361	13
・ 放置自転車等の保管について	362	13
・ 放置自転車等の保管について	363	13
・ 放置自転車等の保管について	364	14
公 告	番号	頁数

・ 一般競争入札について	40	14
・ 天理市立メディカルセンターの指定 管理者の指定について	41	19
・ 農用地利用集積計画について	42	19
・ 大和都市計画生産緑地地区計画の縦 覧について	43	19
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	14	19
・ 臨時教育委員会の招集について	15	20
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	11	20
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 天理市長選挙におけるポスター掲示 場について	24	20
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要な 選挙人の数について	25	20
・ 天理市長選挙の期日について	26	21
・ 天理市長選挙における選挙運動に関 する支出金額の制限について	27	21
・ 天理市長選挙における選挙長及びそ の職務を代理すべき者の選任につい て	28	21
・ 天理市長選挙における天理市役所期 日前投票所の投票管理者及びその職 務を代理すべき者の選任について	29	21
・ 天理市長選挙における各投票区の投 票所の場所について	30	21
・ 天理市長選挙における開票事務と選 挙会事務の合同について	31	21
・ 天理市長選挙における開票事務を併 せて行う選挙会の場所等について	32	22
・ 天理市長選挙における選挙公報に掲 載する順序を定めるくじについて	33	22
・ 天理市長選挙における各投票所内に おける氏名等掲示順序を定めるくじ について	34	22
・ 天理市長選挙における期日前投票所	35	22

の場所について		
・天理市長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	36	22
・天理市長選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更について	37	23
・天理市長選挙における選挙長の事務を行う場所について	1	23
・天理市長選挙における選挙長の公印の定めについて	2	23
・天理市長選挙における開票立会人として届出があった者が10人を超えるときに等におけるくじを行う場所及び日時について	3	23
・天理市長選挙につき候補者として届出のあった者について	4	24

・天理市長選挙における当選人の住所及び氏名について	38	24
監査委員		
・財政援助団体等の監査の結果について	2	24
公営企業		
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	26	27
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	27	27
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	28	27
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	9	27

告 示

(平成25年10月7日掲示済)

天理市告示第332号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年10月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月7日から平成25年12月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年10月8日掲示済)

天理市告示第333号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月8日から平成25年12月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月9日揭示済)

天理市告示第334号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月9日から平成25年12月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月10日揭示済)

天理市告示第335号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成25年10月10日揭示済)

天理市告示第336号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月10日から平成25年12月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月11日揭示済)

天理市告示第337号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月11日から平成25年12月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月15日揭示済)

天理市告示第338号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年10月15日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年10月15日から平成25年12月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月16日掲示済)

天理市告示第339号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月16日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年10月16日掲示済)

天理市告示第340号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年10月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年10月16日から平成25年12月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月16日掲示済)

天理市告示第341号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年10月16日

- 3 移動対象区域
天理市杉本町329番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月16日から平成25年12月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月17日揭示済)

天理市告示第342号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月17日から平成25年12月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月18日揭示済)

天理市告示第343号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月18日から平成25年12月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月18日揭示済)

天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月18日
 - 3 移動対象区域
天理市平等坊町176番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月18日から平成25年12月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月21日揭示済)

天理市告示第345号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月21日から平成25年12月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月22日揭示済)

天理市告示第346号

天理市の指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について（平成8年11月天理市告示第69号）の一部を次のように改正し、平成25年10月22日から施行する。

平成25年10月22日

天理市長 南 佳 策

「

株式会社 りそな銀行
京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
に所在する本店、支店及び出張所
(平成15年3月1日名称変更)

を

」

「
株式会社 りそな銀行
(平成15年3月1日名称変更) に、
」
「
株式会社 三菱東京UFJ銀行
京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
に所在する本店、支店及び出張所 を
(平成18年1月1日名称変更)
」
「
株式会社 三菱東京UFJ銀行
(平成18年1月1日名称変更) に改める。
」

(平成25年10月22日揭示済)

天理市告示第347号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月22日から平成25年12月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月23日揭示済)

天理市告示第348号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年10月23日揭示済)

天理市告示第349号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月23日から平成25年12月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月24日揭示済)

天理市告示第350号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月24日から平成25年12月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月25日揭示済)

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年10月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成25年10月25日から平成25年12月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月28日揭示済)

天理市告示第352号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月28日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年10月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年10月28日から平成25年12月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月29日揭示済)

天理市告示第353号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年10月29日揭示済)

天理市告示第354号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の

送達があったものとみなす。

(平成25年10月29日揭示済)

天理市告示第355号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月29日から平成25年12月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月29日揭示済)

天理市告示第356号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年10月29日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町439番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年10月29日から平成25年12月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年10月30日揭示済)

天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年10月30日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年10月30日から平成25年12月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月31日揭示済)

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年10月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年10月31日から平成25年12月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月31日揭示済)

天理市告示第359号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年10月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年10月31日
- 3 移動対象区域
天理市蔵之庄町461番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年10月31日から平成25年12月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月31日掲示済)

天理市告示第360号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成25年10月31日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成25年10月31日 14:45

保護場所 天理市和爾町

種類 雑種

性別 雌

年齢 成

毛色 黒・茶

体格 中

その他、特徴 首輪無し

犬の所有者は、郡山保健所へ平成25年11月5日までに返還請求の手続きをしてください。

(平成25年11月1日掲示済)

天理市告示第361号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年11月1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成25年11月1日掲示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月1日から平成25年12月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月1日掲示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年11月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年10月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月1日から平成26年4月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年11月5日揭示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月5日から平成26年1月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成25年10月7日揭示済)

天理市公告第40号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事（その1）外3件
- (2) 工 事 場 所 天理市 田部町地内
- (3) 工 事 概 要 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事（その1）
工事延長

道路改良工事	L = 277m
土工	1式
街渠工	L = 18m
車道舗装	A = 1,800m ²
植栽工(低木・高木)	N = 548本
道路照明設備	1式
(整地工事)	A = 5,500m ²
土工	1式
土砂運搬処分	6,000m ³
既設構造物撤去	1式
山の辺第一工区	天理停車場線及び街区整備工事(その2)
工事延長	L = 250m
路床改良工	A = 453m ²
自由勾配側溝	L = 48m
柵工	N = 8箇所
管渠工	L = 26m
街渠工	L = 72m
縁石工	L = 99m
舗装	1式
植栽工	1式
土工工事(切盛土工)	A = 9,300m ²
切盛土工	7,200m ³
殻集積運搬処分工	1式
付帯工	1式
山の辺第一工区	区画道路整備工事(6-5号線外)
工事延長	L = 200m
土工	1式
U型側溝	L = 107m
自由勾配側溝	L = 16m
集水柵	N = 3箇所
管渠工	L = 36m
縁石工	L = 3m
構造物撤去	1式
路床改良工	A = 606m ²
舗装工	A = 606m ²
仮設道設置工	1式
山の辺第一工区	区画道路整備工事(6-7号線)
工事延長	L = 111m
路床改良工	A = 550m ²
U型側溝	L = 72m
自由勾配側溝	W = 0.5
	L = 92m
集水柵	N = 4箇所
管渠工	L = 36m
2号組立人孔	N = 1箇所
舗装	A = 550m ²
構造物撤去	1式
工事用道路工	1式

(4) 工期 平成26年3月25日まで

(5) 予定価格 108,598,350円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 101,778,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(7) その他 本入札は、次の①～④の工事を合併して入札するものであり、その落札者と工事別に契約を締結するものである。

① 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事(その1)

② 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事(その2)

- ③ 山の辺第一工区 区画道路整備工事（6-5号線外）
- ④ 山の辺第一工区 区画道路整備工事（6-7号線）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送に

よるもの等は認めません。

- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金額は第1(7)①～④の各々について、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事（その1）外3件	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成25年10月7日（月）から 平成25年10月18日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成25年10月7日（月）から 平成25年10月18日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成25年10月22日（火）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年10月28日（月）
質問書への回答日	平成25年10月28日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年10月30日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年11月1日（金）
入札書到着期限日	平成25年11月7日（木）
開札の日時	平成25年11月8日（金） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成25年11月8日（金） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年10月7日揭示済)

天理市公告第41号

天理市立メディカルセンター指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成25年10月7日

天理市長 南 佳 策

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置
名称 天理市立メディカルセンター
位置 天理市富堂町300番地11
2. 指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
団体の名称 社会医療法人 高清会
代表者名 理事長 高井 重郎
主たる事務所の所在地 天理市蔵之庄町461番地2
3. 指定期間
平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

(平成25年10月30日揭示済)

天理市公告第42号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年10月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成25年11月5日揭示済)

天理市公告第43号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成25年11月5日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市豊田町、田部町の一部
3. 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町605番地 天理市建設部まちづくり計画課内
4. 都市計画の案の縦覧期日
平成25年11月5日から11月19日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成25年11月19日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

教育委員会

(平成25年10月30日揭示済)

天教告示第14号

平成25年11月10日 日曜日

天理市公報

平成25年11月5日午後2時から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年10月30日

天理市教育委員会
教育委員長 前川 喜太郎

(平成25年11月5日揭示済)

天教告示第15号

平成25年11月5日午後4時30分から11月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年11月5日

天理市教育委員会
教育委員長 前川 喜太郎

農業委員会

(平成25年10月25日揭示済)

天農委告示第11号

平成25年11月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年10月25日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第5号 その他
① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成25年10月12日揭示済)

天選告示第24号

平成25年10月20日執行予定の天理市長選挙における天理市議会議員選挙及び天理市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年10月条例第10号）第2条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成25年10月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成25年10月12日揭示済)

天選告示第25号

平成25年10月12日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年10月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,057 人
6分の1の数 8,802 人

3分の1の数 17,603 人

(平成25年10月13日揭示済)

天選告示第26号

天理市長選挙を次のように行う。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

1 選挙の期日 平成25年10月20日

(平成25年10月13日揭示済)

天選告示第27号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

7,377,500円

(平成25年10月13日揭示済)

天選告示第28号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市樺本町1504番地1	堀内 靖介	天理市三昧田町481番地	中田 憲良

(平成25年10月13日揭示済)

天選告示第29号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成25年10月13日揭示済)

天選告示第30号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成25年10月13日揭示済)

天選告示第31号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

(平成25年10月13日 掲示済)

天選告示第32号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市丹波市町180番地
天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日 時 平成25年10月20日 午後9時10分

(平成25年10月13日 掲示済)

天選告示第33号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日 時 平成25年10月13日 午後5時15分

(平成25年10月13日 掲示済)

天選告示第34号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙につき、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日 時 平成25年10月13日 午後5時30分

(平成25年10月13日 掲示済)

天選告示第35号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成25年10月13日 掲示済)

天選告示第36号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成25年10月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成25年10月17日揭示済)

天選告示第37号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における第23投票区の投票管理者の職務を代理する者を次のように変更する。

平成25年10月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

略

(平成25年10月13日揭示済)

選挙長告示第1号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成25年10月13日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日

天理市川原城町605番地
天理市役所5階 533AB会議室

選挙期日の告示日の翌日以降

天理市川原城町605番地 天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成25年10月13日揭示済)

選挙長告示第2号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成25年10月13日から使用する。

平成25年10月13日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル
書体 てん書

(平成25年10月13日揭示済)

選挙長告示第3号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙において、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成25年10月13日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

- 1 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所地下 B30会議室
- 2 日時 平成25年10月17日 午後5時30分

(平成25年10月13日揭示済)

選挙長告示第4号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成25年10月13日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成25年10月20日揭示済)

天選告示第38号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年11月10日 日曜日

天理市公報

平成25年10月20日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

住 所	氏 名
奈良県天理市指柳町300番地3 サンビレッジ天理B棟101号室	並 河 健

監査委員

(平成25年10月29日揭示済)

天監委告示第2号

財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により、平成25年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年10月29日

天理市監査委員 梅崎 浩充
天理市監査委員 松井 義憲
天理市監査委員 堀田 佳照

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	所管部課
平成25年9月27日～10月2日	社会福祉法人天理市社会福祉協議会	健康福祉部社会福祉課

3 監査の範囲

当該財政援助団体における平成24年度の出納に関する事務の執行状況

4 監査の方法

平成24年度事業報告書及び平成24年度決算報告書に基づき、出納に関する事務の執行状況について、資料提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を徴取し監査を行った。

5 監査の結果

天理市社会福祉協議会の財政援助(補助金)に係る出納の事務は、適正に執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 補助金の収支について

収 入

科目	予算額 A 円	決算額 B 円	比較(A-B) 円	備考
社会福祉協議会運営費補助金収入	45,453,000	45,453,000	0	
合計	45,453,000	45,453,000	0	

支 出

科目	予算額 A 円	決算額 B 円	比較(A-B) 円	備考
人件費	38,794,000	38,038,225	755,775	
事務費	4,038,000	4,933,851	-895,851	
負担金	369,000	379,400	-10,400	
退職共済預け金	2,252,000	2,208,480	43,520	
前期末支払資金残高	0	-106,956	106,956	
合計	45,453,000	45,453,000	0	

(2) 組織(平成25年3月31日現在)

理事 10名

監事 2名

職員 19名(うち嘱託職員3名)

むすび

以上が平成25年度財政援助団体等監査を行った結果である。

事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。

今後も多様な福祉ニーズに対応すべく、より効率的な事業運営に努められるよう要望する。

公営企業

(平成25年10月18日揭示済)

天理市上下水道局公告第26号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年10月18日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第8処理分区	備前町の一部
天理北第9処理分区	東井戸堂町の一部

(平成25年10月28日揭示済)

天理市上下水道局公告第27号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年10月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部

(平成25年10月30日揭示済)

天理市上下水道局公告第28号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年10月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部

(平成25年10月30日揭示済)

天理市上下水道局告示第9号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年10月31日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成25年10月31日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 平井建設(株)

代表者 平井 克

住 所 奈良県奈良市三条大路2-1-66